

新	旧
<p>別紙 2 - 3</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>1 1 3 2 (1 1 4 4、1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1) 講座の開設者</p> <p>愛知工業大学情報電子専門学校</p> <p>所在地：愛知県豊田市陣中町 1 - 2 1 - 1</p> <p>(2) 修了認定に係る試験の提供者</p> <p>財団法人専修学校教育振興会</p> <p>所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別館</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p>構造改革特別区域計画が認定された日</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p>「情報実践対策講座」(J 検併用コース)(愛知工業大学情報電子専門学校)</p> <p>別添資料 2 - 3 - 1 のとおり</p>	

※ 講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

（２）修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定（J検）（旧称：情報処理活用能力検定）情報システム試験基本スキル」を受験し、合格した者であって、当該講座に3分の2以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、（３）イの場合、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。

（３）修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情

報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報システム試験

試験科目：基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	コンピュータ科学基礎	1	数値表現とデータ表現の種類
		2	数値とデータの表現方法
		3	演算と精度
		4	文字の表現

		<u>5</u>	その他のデータ表現
		<u>6</u>	情報と論理
		<u>7</u>	基本データ構造
<u>(B)</u>	<u>コンピュータシステム</u>	<u>1</u>	プロセッサアーキテクチャ
	<u>ム</u>	<u>2</u>	メモリアーキテクチャ
		<u>3</u>	バスアーキテクチャ
		<u>4</u>	補助記憶
		<u>5</u>	入出力アーキテクチャ
		<u>6</u>	オペレーティングシステム
		<u>7</u>	ファイル管理

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。